

徳島県告示第七十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、徳島県西部総合県民局三好庁舎において、令和五年三月十日から二週間一般の縦覧に供する。

令和五年三月十日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

道路の種類 一般国道

路 線 名		区 間		新 旧 の 別	敷 地 の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
四三九号	三好市東祖谷久保九一〇番二地 先から	四七四番一地	同	旧	三・九〇・一一・二	二七四・六
	三好市東祖谷久保九一〇番二地 先から		同	新	六・四〇・二五・二	二七三・〇